

小平市

緊急経済対策資金融資あっせんのご案内

原材料価格の高騰や流通の停滞等の影響を受けて経営状況が悪化している市内事業者の皆さまの資金繰りを支援するため、緊急経済対策資金融資あっせん事業を実施します。

受付期間

令和8年9月1日から令和8年12月28日まで

※期間内に必要書類一式を揃えて市の窓口へ提出のあったものが対象となります。

資金使途

運転資金

※生活資金、住宅資金、投機資金、既存の借入金返済等場合にはご利用できません。
※市内又は隣接市に有する事務所（事業所）で必要な資金に限定します。

融資限度額

1,000万円

※限度額を超えない範囲内で複数の申込が可能です。（限度額は融資あっせん決定額ベースです。）

融資期間

60か月（5年）以内

（据置期間6か月以内含む）

融資利率

1.9%（本人負担率0.57%）

信用保証

東京信用保証協会の信用保証が必要です。

20万円を上限に、信用保証料の全額を市が補助します。

※個人においては住所、法人においては本店所在地が市内から転出した時は、利子補給がとりやめになります。
※繰上完済により、信用保証料の返戻があった場合は、変更後の信用保証料に対して補助すべき額と既に交付した補助金額との差額を市に返還して頂きます。

ご利用できる方

常時使用する従業員数が20人以下の個人又は法人（NPO法人を含む）（商業・サービス業は、10人以下）で、以下の要件を満たす方

共通	右記①から③の <u>売上高等減少要件</u> のいずれかを満たしていること
	市内又は隣接市※1に事務所（事業所）を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する同一事業を引き続き1年1か月以上営んでいること
個人	市内に引き続き1年以上住所を有していること
	市民税その他の市税に未納がないこと
法人	市内に引き続き1年以上主たる事務所（登記簿謄本上の本店所在地）を有していること
	法人及び代表者は、市（区町村）民税その他の市（区町村）税に未納がないこと
	代表者が連帯保証人になること※2

※1 隣接市…立川市、小金井市、東村山市、国分寺市、東大和市、東久留米市、西東京市

※2 保証協会が認める場合は、不要となります。

売上高等減少要件

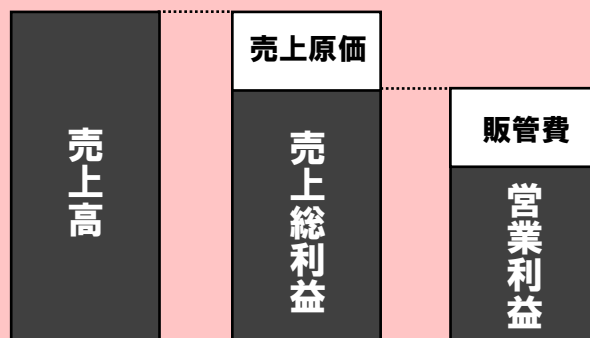
①最近3か月のうちいずれかの月の売上高が、前年同月比で5パーセント以上減少している。

②最近3か月のうちいずれかの月の総利益率が、前年同月比で5パーセント以上減少している。

※総利益率は、「売上総利益÷売上高×100」にて算定してください。

③最近3か月のうちいずれかの月の営業利益率が、前年同月比で5パーセント以上減少している。

※営業利益率は、「営業利益÷売上高×100」にて算定してください。



申込に必要な書類等

個人事業主の場合

必須書類

- ① 申込書（市所定様式）
- ② 直近の確定申告書・内訳書の写し
- ③ 許可書・認可書・登録書等の写し
（許認可事業の場合のみ）
- ④ 帳簿、試算表など売上高等減少要件を満たしていることが確認できる書類

場合に応じて必要となる書類

- （申込者以外が申請する場合）
- ⑤ 委任状
 - （納税確認ができない場合）
 - ⑥ 領収書の写し

法人の場合

必須書類

- ① 申込書（市所定様式）
- ② 履歴事項全部証明書の写し
- ③ 直近の確定申告書・決算書の写し
- ④ 許可書・認可書・登録書等の写し
（許認可事業の場合のみ）
- ⑤ 帳簿、試算表など売上高等減少要件を満たしていることが確認できる書類

場合に応じて必要となる書類

- （代表者が市外在住の場合）
- ⑥ 代表者の住民票※1
 - ⑦ 代表者の市（区町村）民税の納税証明書※2
- （申込者以外が申請する場合）
- ⑧ 委任状
 - （納税確認ができない場合）
 - ⑨ 領収書の写し
- （NPO 法人が申請する場合）
- ⑩ 事業報告書の写し
 - ⑪ 計算書類の写し（活動計算書、貸借対照表、財産目録）
 - ⑫ 年間役員名簿の写し
 - ⑬ 社員のうち10人以上の者の名簿の写し

※1 代表者の住民票は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※2 代表者の市（区町村）民税の納税証明書は3か月以内に発行され、市（区町村）・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税のうち、課税されている税すべて記載されているものを提出してください。また、申込の直前に収めた場合、納付を確認できない場合がありますので、領収書の写しをご持参ください。

申込から融資実行までの流れ

融資実行まで2～3か月程度かかる場合があります。
金融機関及び信用保証協会の審査により、融資の金額が変更、あるいは否決される場合があります。

